

豆知識 ②

申告に必要なもの

- 確定申告・住民税申告には次のものがが必要です。  
出掛ける前に下のチェック表で確認しましょう。
- 確定申告書(税務署・市役所・花川南出張所にあります)
  - 印鑑(認め印で可・スタンプ印は不可)
  - 源泉徴収票等収入を証明するもの(コピー不可)
  - 生命保険・損害保険料控除証明書
  - 社会保険料等の領収書
  - 預金口座が分かるもの(還付のある方)
  - 身体障害者手帳または療育手帳等
  - 医療費控除に関する書類(領収書など)
  - 住宅取得控除に関する書類

所得税の申告・納税期間は2月16日から3月15日までです。ただし、還付申告に関しては2月15日以前や、申告期限を過ぎた3月16日以降でも申告をすることができ、申告会場は6ページの表を参照してください。

なお、郵送で申告する場合は、確定申告書は税務署に提出して

いつ・どこで  
申告するの?!

平成17年2月から3月にかけて  
市内各地に申告会場を設置します。

ください。住民税申告書は平成17年1月1日にお住まいの市区町村に提出してください。



もしも申告をしなかつたら?

延滞税や加算税が課せられる場合も。

申告・納期限を過ぎてから所得税を納付すると、延滞税や加算税が課せられる場合があります。住民税については高く課税されてしまう場合もあります。

また、申告内容は国民健康保険税や介護保険料、保育所の保育料等の算定にも使われます。そのため、申告をしないと所得がない方や少ない方の場合、各種の軽減措置が受けられなくなったり、保険料や保育料が高くなってしまう場合があります。

さらに、所得証明・課税証明等が必要となるときに発行できない場合もあります。



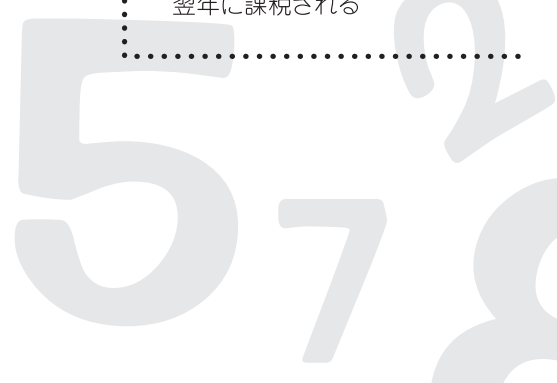
豆知識 ③

住民税(市・道民税)

住民税は確定申告や住民税申告に基づいて計算されます。

所得税との違い

- ・控除の金額や内容が違う
- ・税率が違う
- ・均等割と所得割とがある
- ・前年の所得や控除に基づいて翌年に課税される



# 申告の必要がない人が 申告すべきときとは？

扶養人数が変わったり、  
高額な医療費を払ったときなど。

申告をする必要がない方や年  
末調整が済んでいる方でも、申告  
をすることにより所得税の一部が  
還付されたり(還付申告)、住民  
税が減額されることがあります。

例えば年末調整後に扶養人数  
に変更があった方、または年末調  
整のときに申告がもれた扶養親  
族や控除がある方。ただし、年末  
調整の内容の変更のみであれば、  
勤務先で再度年末調整をする場  
合もあります。

また、高額な医療費を支払わ  
れた方。昨年1年間に支払った医

療費(保険等で補てんされた金額  
を控除した後の金額)が、10万円  
か所得の5%を超えた方が対象  
となります。医療費には医師の診  
療や治療費、医師の指示で使用し  
たオムツの費用等も対象になりま  
すが、美容目的のための歯の矯正  
や病气予防・健康増進のための医  
薬品の購入等は対象となりません。

初年度の住宅取得控除を申告  
する方や寄付金等がある方など  
も、所得税の一部が還付されたり、  
住民税額が減額される場合があ  
ります。

扶養家族が増えたり...  
医療費がたかたん  
かかったし...



## ●申告受付日程(石狩会場) 受付時間 ●午前の部/10:00~11:30(市役所は9:00~) ●午後の部/13:00~16:00

	申告会場					受け付けするお住まいの住所										受け付けする収入の種類		
	市役所ロビー	花川北コミセン	花川南コミセン	八幡コミセン	弁天会館	本町・親船地区	右岸地区	生振地区	花畔・新港地区	緑苑台・花川東地区	花川北1条~3条	花川北4条~7条	花川南1条~5条	花川南6条~10条	樽川地区	給与・年金・時	事業・不動産・譲渡	住宅取得控除
2/2(水)			●			ハガキの受付通知日が2日の方										●		
2/3(木)			○										●			●	○	○
2/4(金)			○											●	●	●	○	○
2/8(火)		○			●	●					●					●	○	○
2/9(水)		○					●	●	●		●					●	○	○
2/10(木)		●				ハガキの受付通知日が10日の方										●		
2/14(月)					●	ハガキの受付通知日が14日の方										●		
2/15(火)				●		ハガキの受付通知日が15日の方										●		
2/16(水)~2/18(金)	●					市内全地区										●		
2/21(月)~2/25(金)	●				●													
2/28(月)~3/4(金)	●				●													
3/7(月)~3/11(金)	●				●													
3/14(月)~3/15(火)	●				●										●			

花川南コミセンの受け付けが昨年より早い  
日程になっていますので注意願います。

※●印の日は石狩市役所が申告会場を設けます。 ※○印の日は札幌北税務署・石狩市役所で申告会場を設けます。  
 1.上記申告会場の住所 ●市役所(花川北6条1丁目30番地2) ●花川北コミセン(花川北3条2丁目198番地1)  
 ●花川南コミセン(花川南6条5丁目27番地2) ●八幡コミセン(八幡2丁目332番地12) ●弁天会館(本町9番地1)  
 2.ハガキで通知があった方は、ハガキで指定された日時にお越しください。  
 3.事業、不動産、譲渡所得や住宅借入金(取得)等特別控除に係る申告は、上記日程○印の日以外は札幌北税務署(札幌市北区北31西7)での受け付けになります。